

本資料に掲載する情報について様々な注意を払って掲載しておりますが、内容の正確性、有用性、安全性、その他いかなる保証を行うものでもありません。つきましては、本資料の情報を参考にとられた行動の結果生じた損害等であっても当社は一切責任を負いませんので、あくまでご自身の責任においてご利用ください。また、ご使用の際には、内容等について必ず各自治体にご確認のうえご利用ください。

## ○騒音規制基準(工場および事業所騒音)(敷地境界線基準)

(単位:デシベル)

新潟県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～18:00)	朝(6:00～8:00) 夕(18:00～21:00)	夜間 (21:00～翌日6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55	50	45
時間・区域の区分		昼間 (8:00～20:00)	朝(6:00～8:00) 夕(20:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を	65	60	50
第4種区域	工業地域	70	65	60
対象地域	市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	第三種区域及び第四種区域内の学校、保育所、病院、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準はこの表の値から五デシベル減じた値とする。			
条例・規則等	新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			
富山県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	45	40	40
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55	45	40
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50
第4種区域	工業地域及び工業専用地域	70	65	63
その他の地域	前各号に掲げる区域を除くすべての地域	60	55	50
対象地域	富山県全域			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず昼間65デシベル、朝夕60デシベル、夜間55デシベルとする。</li> <li>・第2種区域、第3種区域及び第4種区域内の学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内はそれぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値。</li> <li>・県条例でその他の地域を新設。</li> </ul>			
条例・規則等	富山県公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			

石川県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～19:00)	朝(6:00～8:00) 夕(19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第一種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(おおむね第1種・第2種低層住居専用地域)	50	45	40
第二種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(おおむね第1種・第2種中高層住居専用地域及び第1種・第2種住居地域、準住居地域)	55	50	45
第三種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域(おおむね近隣商業地域、商業地域及び準工業地域)	65	60	50
第四種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(おおむね工業地域)	70	65	60
対象地域	石川県全域。地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	第2種区域、第3種区域及び第4種区域内の学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内はそれぞれの基準から5デシベルを減じた値。			
条例・規則等	騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 騒音規制のしおり			
更新月	2005年9月			

福井県					
時間・区域の区分		朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	45	50	40	40
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50	60	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域	65	70	65	60
第5種区域	工業専用地域	70	75	70	65
その他の地域	前各号に掲げる区域以外の区域	55	60	55	55
対象地域	・法規制:敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、松岡町、三国町、丸岡町、春江町、坂井町、今立町、越前町、清水町、美浜町、高浜町 ・県条例:法規制対象外の地域				
備考	・第1種区域および第5種区域以外の区域内の学校、保育所、病院もしくは診療所、図書館または特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域に敷地の一部または全部を有する特定工場においては、当該50メートル以内の区域内は、この表に掲げる許容限度から5デシベルを減じる。 ・県条例で、第5種区域、その他の地域を新設。 ・この規制基準は、騒音規制法第三条第一項の規定による指定を受けた地域内の特定工場であって騒音規制法施行令別表第一に掲げる施設を設置しているものについては、適用しない。				
条例・規則等	福井県公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類				
更新月	2005年9月				